

北海道師範塾 「教師の道」 塾頭通信

第781号 平成26年8月5日

カジノ推進法

カジノを主体とする複合型リゾート施設の整備を政府に促す「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案（カジノ推進法案）」は、先の国会での成立が見送られたものの、今後、カジノ解禁に向け本格的な議論が進むものと思われます。

この「カジノ推進法案」は、カジノの合法化を目指す超党派の「国際観光産業振興議員連盟」が策定し、自民党、日本維新の会、生活の党が共同提案していたものです。

カジノについて、安倍総理大臣は「成長戦略の目玉」と位置付け、カジノ合法化に強い意欲を示していました。一方、政府与党の公明党内には、カジノ合法化に対して慎重意見が多く、民主党も賛否分かれており、採決には至らなかったものです。

さて、皆さんもご案内の通り、我が国では賭博行為は禁止されています（刑法185条及び186条）。賭博行為というのは、「偶然の勝敗によって財物の得喪を決する事」とされていますので、一晩で億単位のお金がやり取りされるようなラスベガスのカジノは、現行刑法上は明らかに賭博であり、違法です。

勿論、賭博であっても全てが罰せられる訳ではありません。

例えば競輪・競馬・競艇は、公営ギャンブルとして公式に認められている賭博です。また、刑法185条但し書きでは「一時の娯楽に供する物を賭けたにとどまるときは、この限りでない」と規定されていますので、カジノで行われているルーレットでも、景品が常識に照らして妥当と思われる程度のものであれば、許容されています。つまり、カジノもお遊びのゲームとして楽しむだけなら結構ですよという事ですが、こうした中、北海道はじめ東京都や沖縄県、静岡県等多くの自治体でカジノ誘致合戦が始まっています。今やその動きは過熱気味とさえ思われますが、理由は数兆円ともいわれるカジノの経済的波及効果にある事は明白です。

「カジノ推進法案」においても、カジノ推進の目的について「特定複合観光施設区域の整備の推進が、観光及び地域経済の振興に寄与する」と共に、「財政の改善に資する」事を上げています。つまり、カジノを合法化してラスベガスのようなリゾート施設を整備すれば、世界各地から外国人が増え、お金を落としてくれ、それが税収増に結び付くという皮算用です。

しかし、カジノはギャンブルである以上、良い事ばかりであるはずはなく、カジ

ノ反対派からは、青少年への影響やギャンブル依存症、組織暴力団の介入による治安の悪化等を懸念する声が強く出されています。

我が国は既にギャンブル大国だと、私は思っています。その理由は、一大娯楽産業となっているパチンコの存在です。

勿論、現行制度上パチンコは、玉を客に貸し与え、ゲームの結果は景品等に交換しているだけです。遊技であり賭博とは位置付けられていません。パチンコで景品を獲得した客は、その景品を交換所に持ち込み現金化します。交換所は、単に持ち込まれた景品を買い取っているだけという事ですから、現行制度上問題はありませぬ。

しかし、しばしば一日で何万円もすってしまったという話しを耳にしますし、パチンコにのめり込んだ結果家庭が崩壊したというケースも少なくありません。

現実を見れば、パチンコには人を引き付ける魔力があるように思います。それが射幸性の強いゲームが持つ怖さといえますが、カジノにも、勿論その怖さが付きまといます。

国においては、カジノを解禁しようとするのであれば、まず、ギャンブルの持つ危険性を払拭するための対策をしっかりと構築する必要があります。

「カジノ推進法案」では、日本人が国内でカジノの客になる事を明確に禁じてはいません。カジノを日本人に開放するかどうかは今後の課題といえますが、先程述べた様に、我が国は既にギャンブル大国ともいえる状況なのですから、これにカジノが加わったらいったいどういう事になるのでしょうか。

従って、カジノを合法化するとしても、カジノが出来る場所は、ごく限られた場所に限定すべきだと考えます。特に、カジノが外国人観光客を誘致し、外貨を稼ぐ事に主眼を置くのである以上、日本人に開放すべきではありません。

ただ、カジノ議論は日本国内では熱く燃えているものの、カジノの導入という点では世界から周回遅れであり、マカオやシンガポールから大きく引き離された状況にありますから、果たして二匹目のドジョウとなるかは樂觀できないと思います。

(塾頭：吉田 洋一)